

松江市障害者基本計画/松江市障害福祉計画

平成 19 年 3 月

(松江市障害福祉計画 第 2 期計画 平成 21 年 3 月)

松江市

= 目 次 =

| | |
|------|---|
| はじめに | 1 |
|------|---|

第 1 編 計画策定の背景

・松江市の障害者の状況

| | |
|------------------|----|
| 1 . 障害者数の推移 | 2 |
| (1) 身体障害者 | |
| (2) 知的障害者 | |
| (3) 精神障害者 | |
| 2 . 支援費等の利用状況 | 6 |
| (1) 身体障害者 | |
| (2) 知的障害者 | |
| (3) 障害児の状況 | |
| (4) 精神障害者の状況 | |
| 3 . 障害者の雇用状況 | 9 |
| 4 . 養護学校卒業生の進路状況 | 11 |

第 2 編 松江市障害者基本計画

・理念

| | |
|------------------------------------|----|
| 1 . 計画の理念 | 12 |
| 2 . 計画の基本方針 | 12 |
| (1) 障害者の人権尊重 | |
| (2) 障害者の自己決定と自己選択の尊重 | |
| (3) ユニバーサルデザイン、バリアフリーによる平等な社会づくり | |
| (4) 障害福祉サービス提供の仕組みの統一等 | |
| (5) 地域での自立に向けたサービス基盤の整備と地域福祉の推進 | |
| 3 . 計画の概要 | 13 |
| (1) 社会参加を目指して | 13 |
| 一般就労への移行促進 | |
| 社会参加の促進 | |
| (2) ユニバーサルデザインの社会を目指して | 13 |
| 障害者にやさしいまちづくり | |
| 住環境の整備 | |
| 移動手段の確保 | |
| 緊急時・災害時対策 | |
| 心のバリアフリー | |

| | |
|--|-----------|
| (3) 日常生活の自立を目指して 障害の早期発見と早期療育 福祉サービスの提供と人材育成 | 1 4 |
| 4 . 計画の位置づけ | 1 4 |
| 5 . 計画の期間 | 1 4 |
| 6 . 松江市障害者基本計画 基本体系図 | 1 5 |

第 3 編 松江市障害福祉計画

【提出：第 2 期計画】

基本方針

| | |
|---------------------|-----------|
| 1 . 総論 | 1 6 |
| 2 . 自立支援給付 | 1 6 |
| (1) 介護給付 | |
| (2) 訓練等給付 | |
| (3) 補装具 | |
| (4) 自立支援医療 | |
| 3 . 地域生活支援事業 | 1 7 |
| 4 . 計画の進捗管理 | 1 7 |
| 5 . 計画の位置づけ | 1 7 |
| 6 . 計画の期間 | 1 7 |
| 7 . 松江市障害福祉計画 基本体系図 | 1 8 |

障害福祉サービス

| | |
|--------------|-----------|
| 1 . 自立支援給付 | 1 9 |
| (1) 介護給付 | |
| (2) 訓練等給付 | |
| (3) 補装具 | |
| (4) 自立支援医療 | |
| 2 . 地域生活支援事業 | 2 1 |
| 3 . その他のサービス | 2 2 |

計画の目標値

| | |
|------------------------|-----------|
| 1 . 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 2 3 |
| 2 . 入院中の精神障害者の地域生活への移行 | 2 3 |
| 3 . 福祉施設から一般就労への移行等 | 2 3 |
| (1) 一般就労移行者数 | |
| (2) 就労移行支援事業利用者数 | |
| (3) 就労継続支援事業利用者数 | |
| 4 . 自立支援給付 | 2 4 |
| (1) 訪問系サービス | |
| (2) 日中活動系サービス | |
| (3) 居住系サービス | |

| | |
|--------------|----------|
| (4) 相談支援 | |
| 5 . 地域生活支援事業 | 27 |
| (1) 必須事業 | |
| (2) その他事業 | |

第 4 編 資料

| | |
|------------------------|----------|
| 1 . 松江市障害福祉計画策定委員会設置要綱 | 31 |
| 2 . 松江市障害福祉計画策定委員会委員名簿 | 32 |

はじめに

障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）に基づいて、平成 7 年に国において具体的な数値目標を定めた「障害者プラン（平成 8～14 年度）」が策定されました。さらに、平成 14 年には平成 15 年度から 24 年度を計画期間とする「障害者基本計画」と、「重点施策実施 5 カ年計画」が策定されました。

その後、平成 15 年度にそれまでの「措置制度」から、利用者本位の「支援費制度」へと移行しました。これにより、行政がサービスの受け手を特定し、内容を決定する従来の仕組みから、障害者自らがサービスを選択し、事業者と対等の立場で契約によりサービスを利用するという仕組みに変わりました。しかし、支援費制度は、精神障害者が対象になっていないなどの問題がありました。

このため、三障害のサービス一元化、サービス体系の再編、自己負担の定率化、支給基準の透明化、就労支援の拡充、サービス実施主体の市町村への一元化などを柱とする障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が制定され、平成 18 年 4 月以降順次施行されました。

このような状況の変化に対応し、松江市の障害者施策を推進するため、障害者基本法に基づき、環境整備など包括的な内容を定めた「松江市障害者基本計画」を策定しました。あわせて、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の目標量とその確保のための方策を示し、実践するため、障害者自立支援法に基づく「松江市障害福祉計画」を策定しました。

この策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました、策定委員会の委員の方々をはじめとする多数の皆様、心より感謝申し上げます。

結びに、本計画の推進にあたりましては、福祉に携わられる皆様をはじめ、市民の皆様のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成 19 年 3 月

松江市長 松 浦 正 敬

第 1 編 計画策定の背景

松江市の障害者の状況

1. 障害者数の推移

(1) 身体障害者

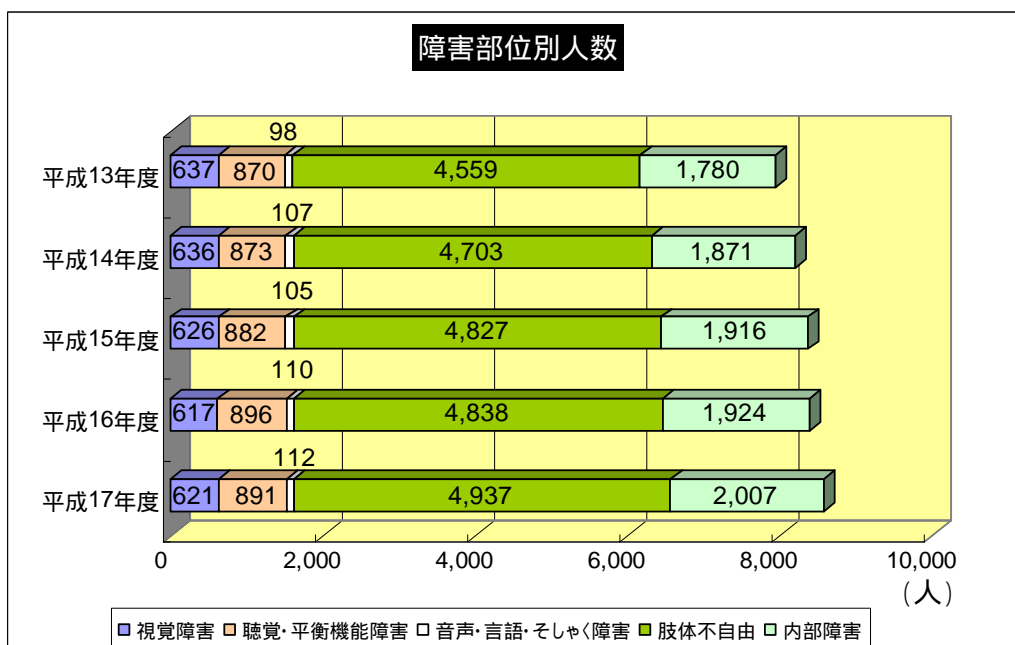
平成 17 年度末現在、視覚障害 621 人、聴覚・平衡機能障害 891 人、音声・言語・そしゃく障害 112 人、肢体不自由 4,937 人、内部障害 2,007 人で合計 8,568 人となっており、その半数以上が肢体不自由で占められています。

また、手帳の等級も 1 級が 3,025 人 (35.3%) を占めており、重度の人が多いことがわかります。年齢は 65 歳以上が 6,009 人 (70.1%) と大部分を占めており、高齢者が多い状況です。

障害部位別人数

(人)

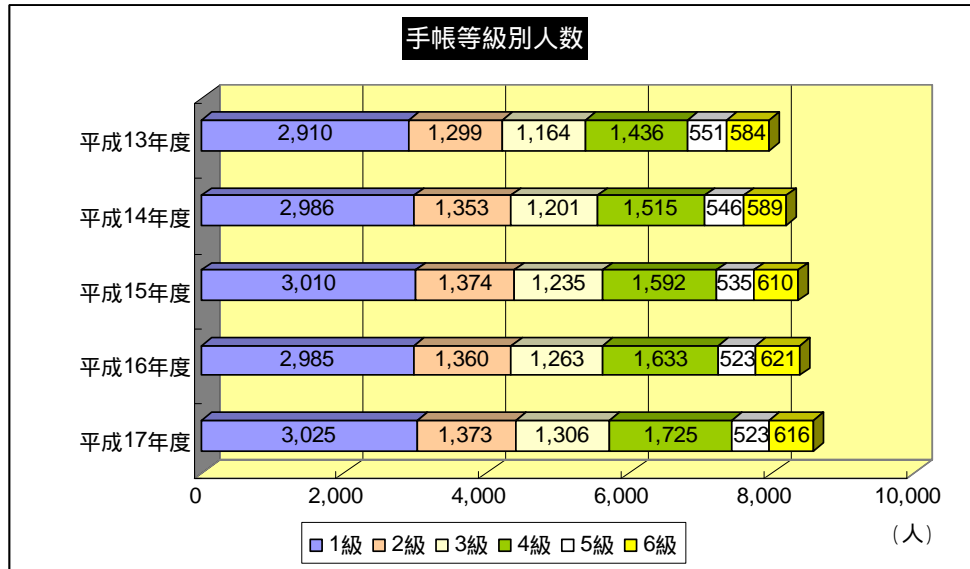
| | 視覚障害 | 聴覚・平衡機能障害 | 音声・言語・そしゃく障害 | 肢体不自由 | 内部障害 | 合計 |
|----------|------|-----------|--------------|-------|-------|-------|
| 平成 13 年度 | 637 | 870 | 98 | 4,559 | 1,780 | 7,944 |
| 平成 14 年度 | 636 | 873 | 107 | 4,703 | 1,871 | 8,190 |
| 平成 15 年度 | 626 | 882 | 105 | 4,827 | 1,916 | 8,356 |
| 平成 16 年度 | 617 | 896 | 110 | 4,838 | 1,924 | 8,385 |
| 平成 17 年度 | 621 | 891 | 112 | 4,937 | 2,007 | 8,568 |



手帳等級別人数

(人)

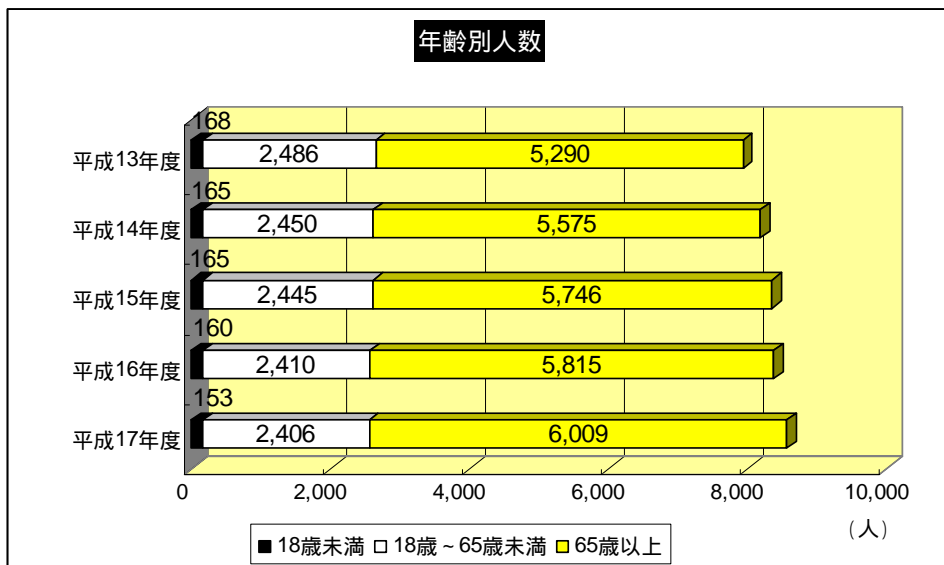
| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 合計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| 平成13年度 | 2,910 | 1,299 | 1,164 | 1,436 | 551 | 584 | 7,944 |
| 平成14年度 | 2,986 | 1,353 | 1,201 | 1,515 | 546 | 589 | 8,190 |
| 平成15年度 | 3,010 | 1,374 | 1,235 | 1,592 | 535 | 610 | 8,356 |
| 平成16年度 | 2,985 | 1,360 | 1,263 | 1,633 | 523 | 621 | 8,385 |
| 平成17年度 | 3,025 | 1,373 | 1,306 | 1,725 | 523 | 616 | 8,568 |



年齢別人数

(人)

| | 18歳未満 | 18歳～65歳未満 | 65歳以上 | 合計 |
|--------|-------|-----------|-------|-------|
| 平成13年度 | 168 | 2,486 | 5,290 | 7,944 |
| 平成14年度 | 165 | 2,450 | 5,575 | 8,190 |
| 平成15年度 | 165 | 2,445 | 5,746 | 8,356 |
| 平成16年度 | 160 | 2,410 | 5,815 | 8,385 |
| 平成17年度 | 153 | 2,406 | 6,009 | 8,568 |

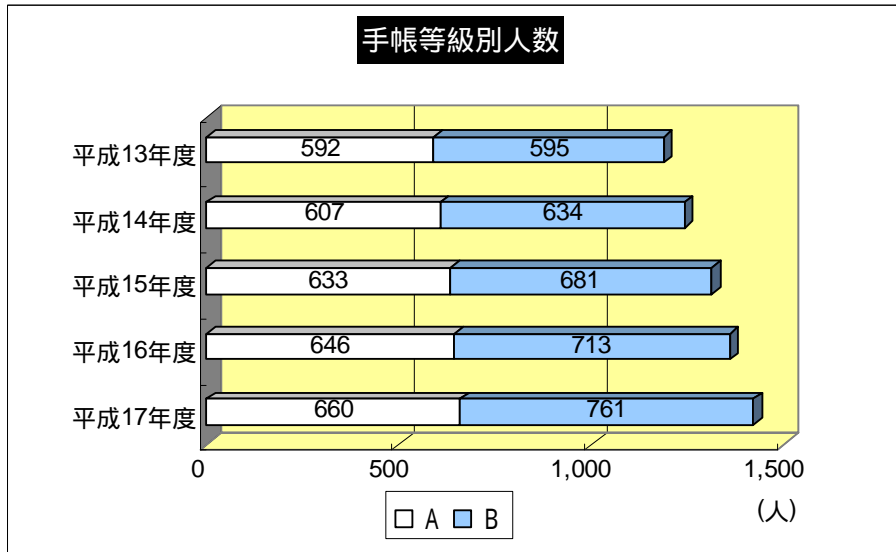


(2) 知的障害者

平成 17 年度末現在、療育手帳の交付者は 1,421 人となっており、重度 (A) の知的障害者は 660 人で全体の 46.4%を占めています。

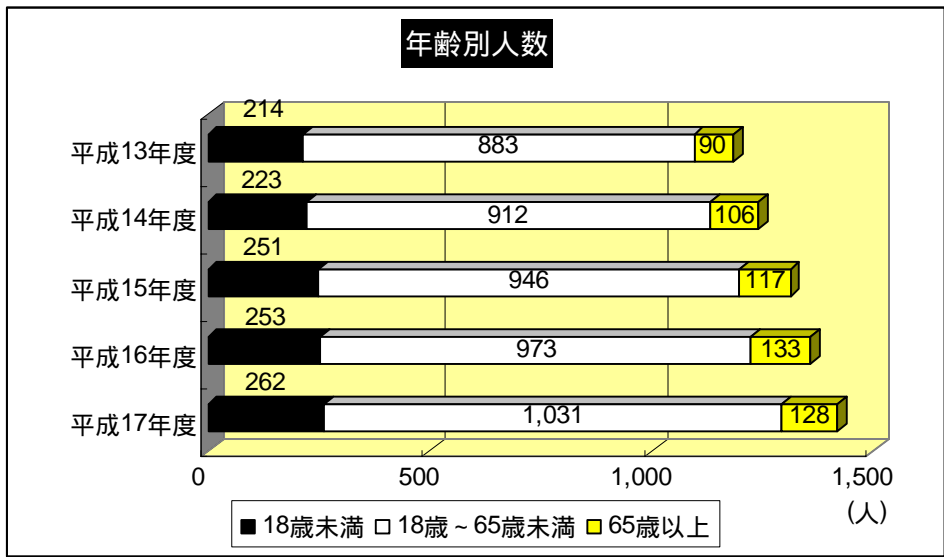
手帳等級別人数 (人)

| | A | B | 合計 |
|----------|-----|-----|-------|
| 平成 13 年度 | 592 | 595 | 1,187 |
| 平成 14 年度 | 607 | 634 | 1,241 |
| 平成 15 年度 | 633 | 681 | 1,314 |
| 平成 16 年度 | 646 | 713 | 1,359 |
| 平成 17 年度 | 660 | 761 | 1,421 |



年齢別人数 (人)

| | 18 歳未満 | 18 歳 ~ 65 歳未満 | 65 歳以上 | 合計 |
|----------|--------|---------------|--------|-------|
| 平成 13 年度 | 214 | 883 | 90 | 1,187 |
| 平成 14 年度 | 223 | 912 | 106 | 1,241 |
| 平成 15 年度 | 251 | 946 | 117 | 1,314 |
| 平成 16 年度 | 253 | 973 | 133 | 1,359 |
| 平成 17 年度 | 262 | 1,031 | 128 | 1,421 |

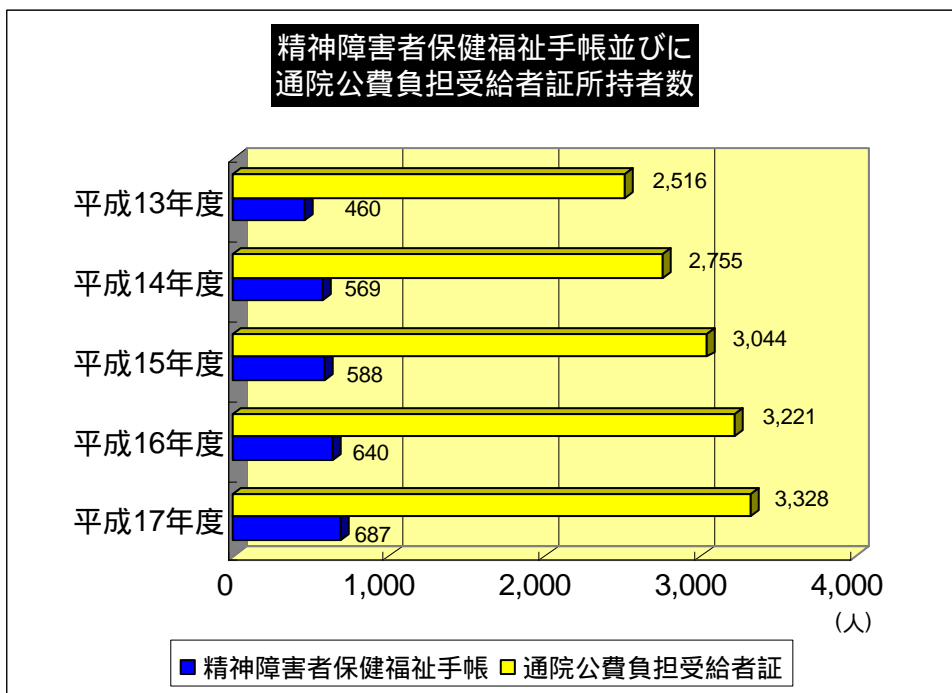


(3) 精神障害者

平成17年度末現在、精神障害者保健福祉手帳の交付者は687人となっています。しかし、通院公費負担受給者証の所持者は3,328人となっており、精神疾患者の人数の多さが窺えます。

精神障害者保健福祉手帳等級別人数並びに通院公費負担受給者証所持者数 (人)

| | 精神障害者保健福祉手帳 | | | | 通院公費負担受給者証 |
|--------|-------------|-----|-----|-----|------------|
| | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 | |
| 平成13年度 | | | | 460 | 2,516 |
| 平成14年度 | 200 | 263 | 106 | 569 | 2,755 |
| 平成15年度 | 178 | 295 | 115 | 588 | 3,044 |
| 平成16年度 | 179 | 331 | 130 | 640 | 3,221 |
| 平成17年度 | 172 | 381 | 134 | 687 | 3,328 |



2. 支援費等の利用状況

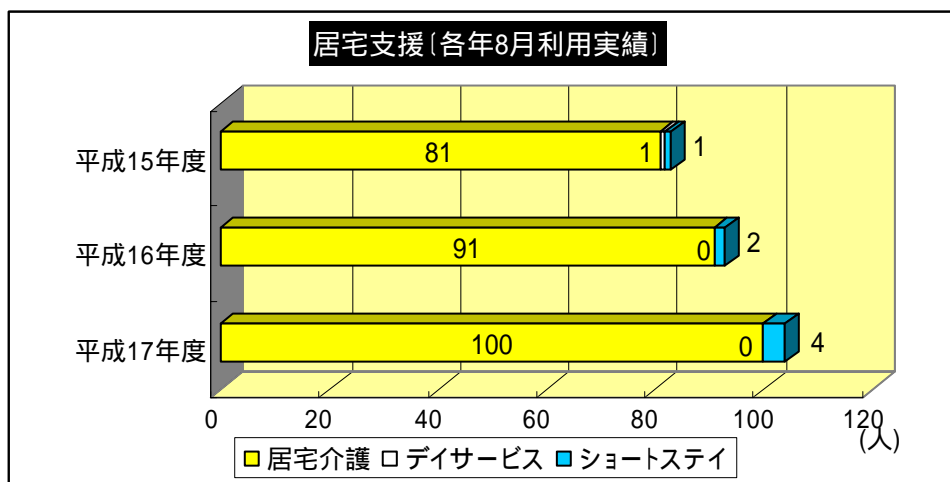
(1) 身体障害者

松江市の身体障害者の居宅支援利用実績は、平成17年8月で104人となっており、平成15年8月より21人(25.3%)増加しました。施設支援利用実績は、平成17年8月で137人となっており、平成15年8月より59人(75.6%)増加しました。

居宅支援の状況(実人数)

(人)

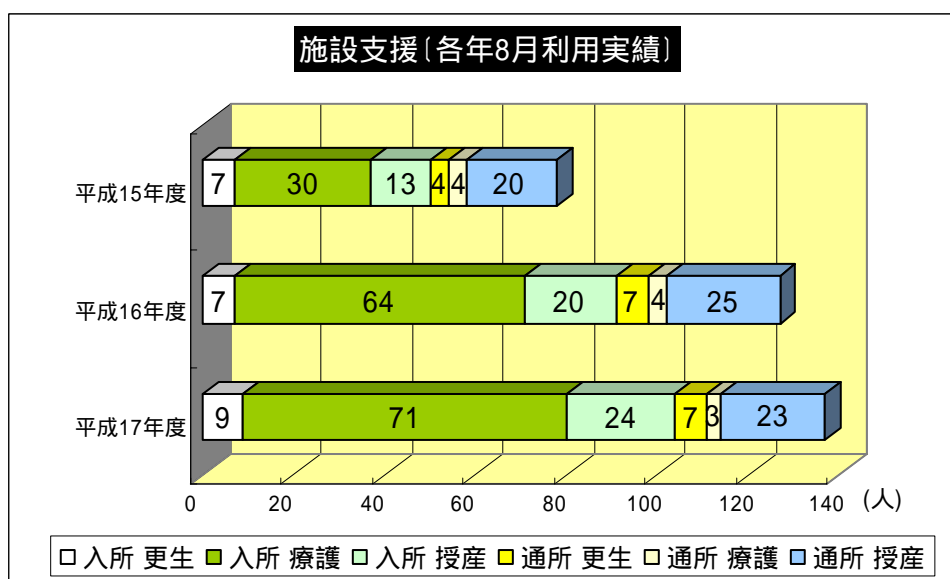
| | 居宅介護 | デイサービス | ショートステイ |
|---------|------|--------|---------|
| 平成15年8月 | 81 | 1 | 1 |
| 平成16年8月 | 91 | 0 | 2 |
| 平成17年8月 | 100 | 0 | 4 |



施設支援の状況(実人数)

(人)

| | 入所 | | | 通所 | | |
|---------|----|----|----|----|----|----|
| | 更生 | 療護 | 授産 | 更生 | 療護 | 授産 |
| 平成15年8月 | 7 | 30 | 13 | 4 | 4 | 20 |
| 平成16年8月 | 7 | 64 | 20 | 7 | 4 | 25 |
| 平成17年8月 | 9 | 71 | 24 | 7 | 3 | 23 |



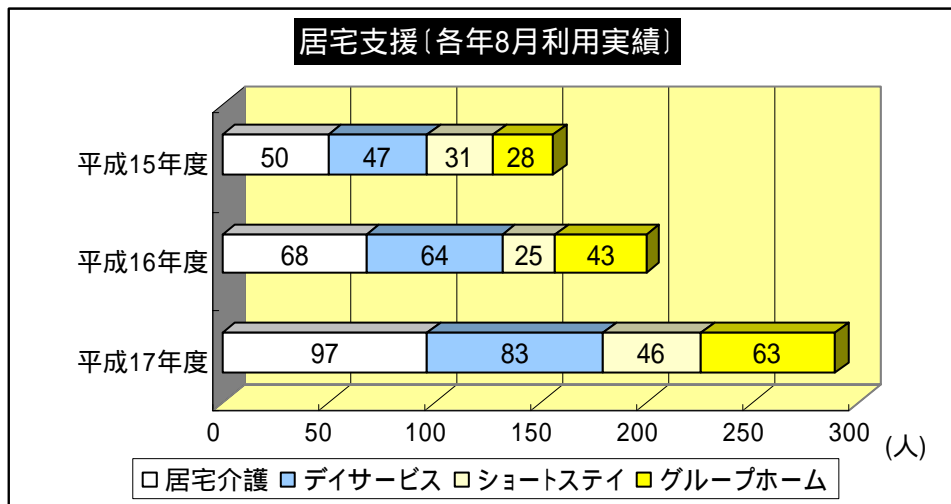
(2) 知的障害者

松江市の知的障害者の居宅支援利用実績は、平成17年8月で289人となっており、平成15年8月より133人(85.3%)増加しました。施設支援利用実績は、平成17年8月で450人となっており、平成15年8月より56人(14.2%)増加しました。

居宅支援の状況(実人数)

(人)

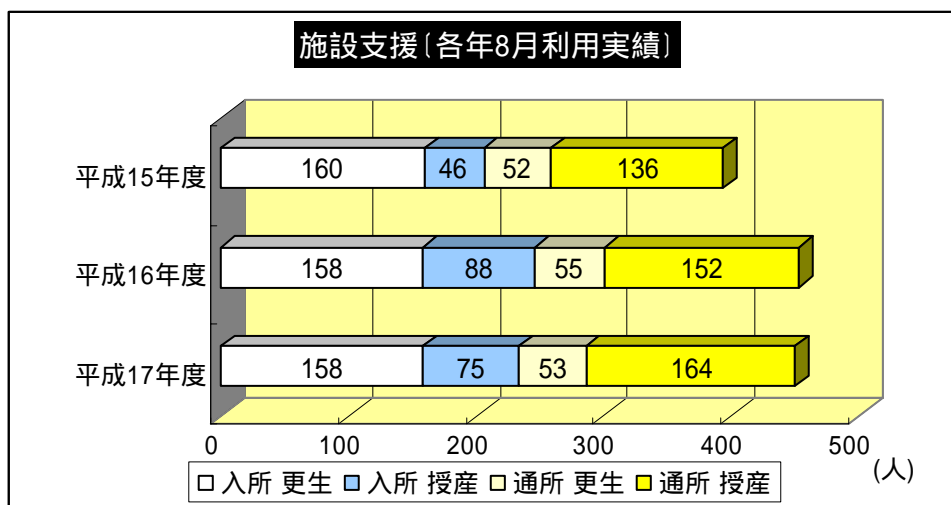
| | 居宅介護 | デイサービス | ショートステイ | グループホーム |
|---------|------|--------|---------|---------|
| 平成15年8月 | 50 | 47 | 31 | 28 |
| 平成16年8月 | 68 | 64 | 25 | 43 |
| 平成17年8月 | 97 | 83 | 46 | 63 |



施設支援の状況(実人数)

(人)

| | 入所 | | 通所 | |
|---------|-----|----|----|-----|
| | 更生 | 授産 | 更生 | 授産 |
| 平成15年8月 | 160 | 46 | 52 | 136 |
| 平成16年8月 | 158 | 88 | 55 | 152 |
| 平成17年8月 | 158 | 75 | 53 | 164 |



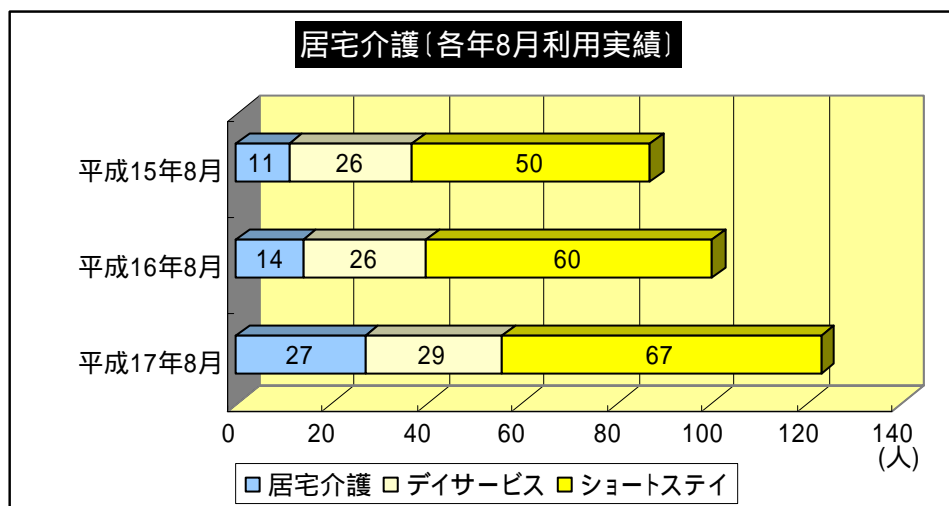
(3) 障害児

松江市の障害児の居宅支援利用実績は、平成 17 年 8 月で 123 人となっており、平成 15 年 8 月より 36 人 (41.4%) 増加しました。

居宅支援の状況 (実人数)

(人)

| | 居宅介護 | デイサービス | ショートステイ |
|-------------|------|--------|---------|
| 平成 15 年 8 月 | 11 | 26 | 50 |
| 平成 16 年 8 月 | 14 | 26 | 60 |
| 平成 17 年 8 月 | 27 | 29 | 67 |



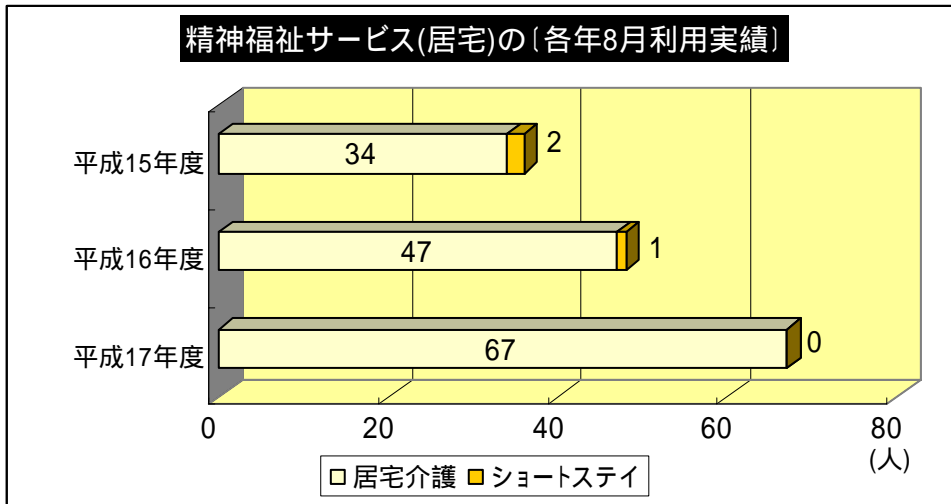
(4) 精神障害者

松江市の精神障害者のショートステイ利用者は非常に少なく、また、居宅支援利用実績は、平成 17 年 8 月で 67 人となっており、平成 15 年 8 月より 33 人 (97.1%) 増加した。また、施設定員については平成 17 年 8 月で 75 人となっており、平成 15 年 8 月より 41 人 (54.7%) 増加しました。

精神福祉サービス (居宅) の状況 (実人数)

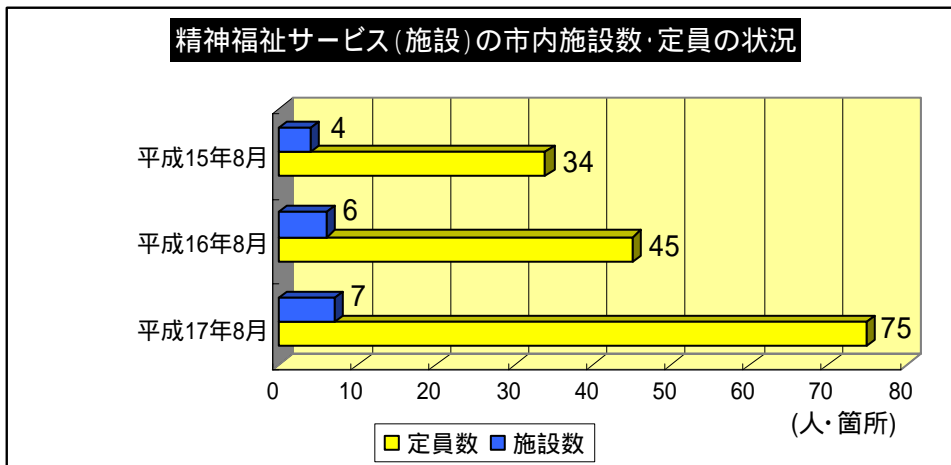
(人)

| | 居宅介護 | ショートステイ |
|-------------|------|---------|
| 平成 15 年 8 月 | 34 | 2 |
| 平成 16 年 8 月 | 47 | 1 |
| 平成 17 年 8 月 | 67 | 0 |



精神福祉サービス（施設）の状況

| | 定員数(人) | 施設数(箇所) |
|-------------|--------|---------|
| 平成 15 年 8 月 | 34 | 4 |
| 平成 16 年 8 月 | 45 | 6 |
| 平成 17 年 8 月 | 75 | 7 |

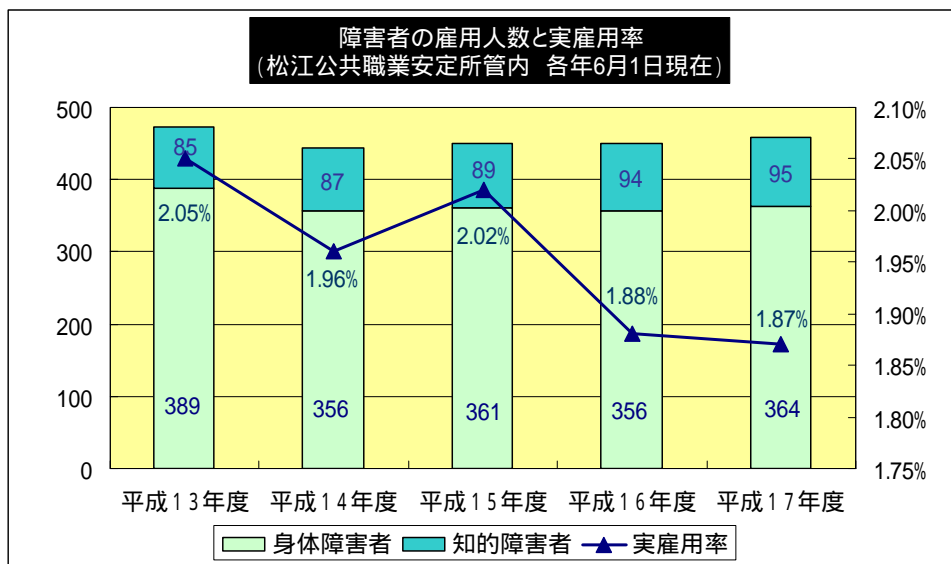


3. 障害者の雇用状況

障害者の雇用人数は平成 17 年 6 月 1 日現在、松江公共職業安定所管内で 459 人となっており、管内の実雇用率は 1.87%となっており、平成 13 年度に比較すると 0.18%の減となっています。

障害者の雇用人数と実雇用率（松江公共職業安定所管内）(人)

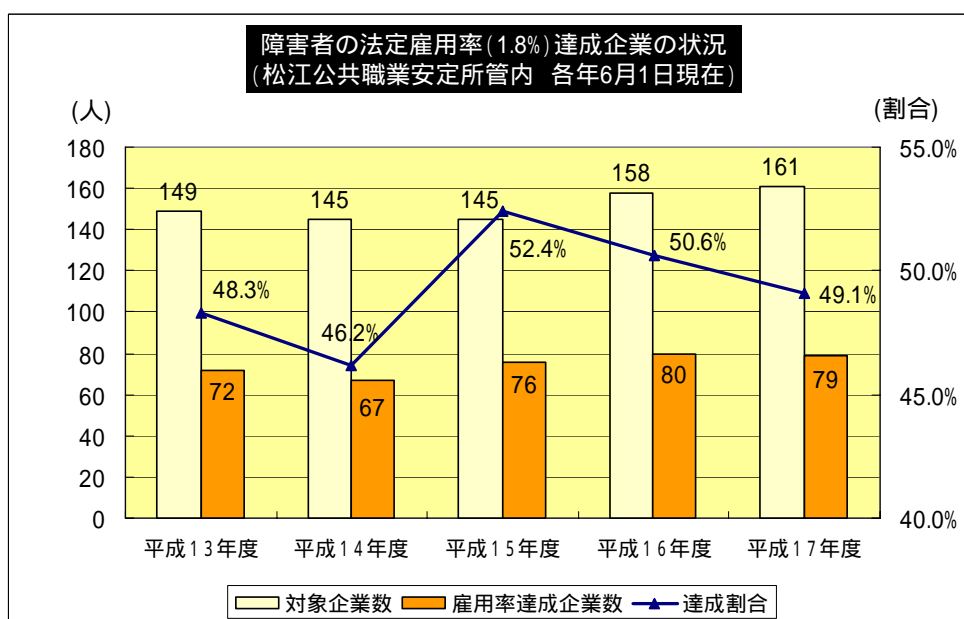
| | 身体障害者 | 知的障害者 | 実雇用率 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 平成 1 3 年度 | 389 | 85 | 2.05% |
| 平成 1 4 年度 | 356 | 87 | 1.96% |
| 平成 1 5 年度 | 361 | 89 | 2.02% |
| 平成 1 6 年度 | 356 | 94 | 1.88% |
| 平成 1 7 年度 | 364 | 95 | 1.87% |



平成17年6月1日現在、身体障害者又は知的障害者を1人以上雇用すべき一般の民間企業(常用労働者56人以上規模の企業)161社のうち、法定雇用率を達成している企業は79社(49.1%)と平成15年度(52.4%)より低くなっています。障害者の法定雇用率(1.8%)達成企業の状況(松江公共職業安定所管内)

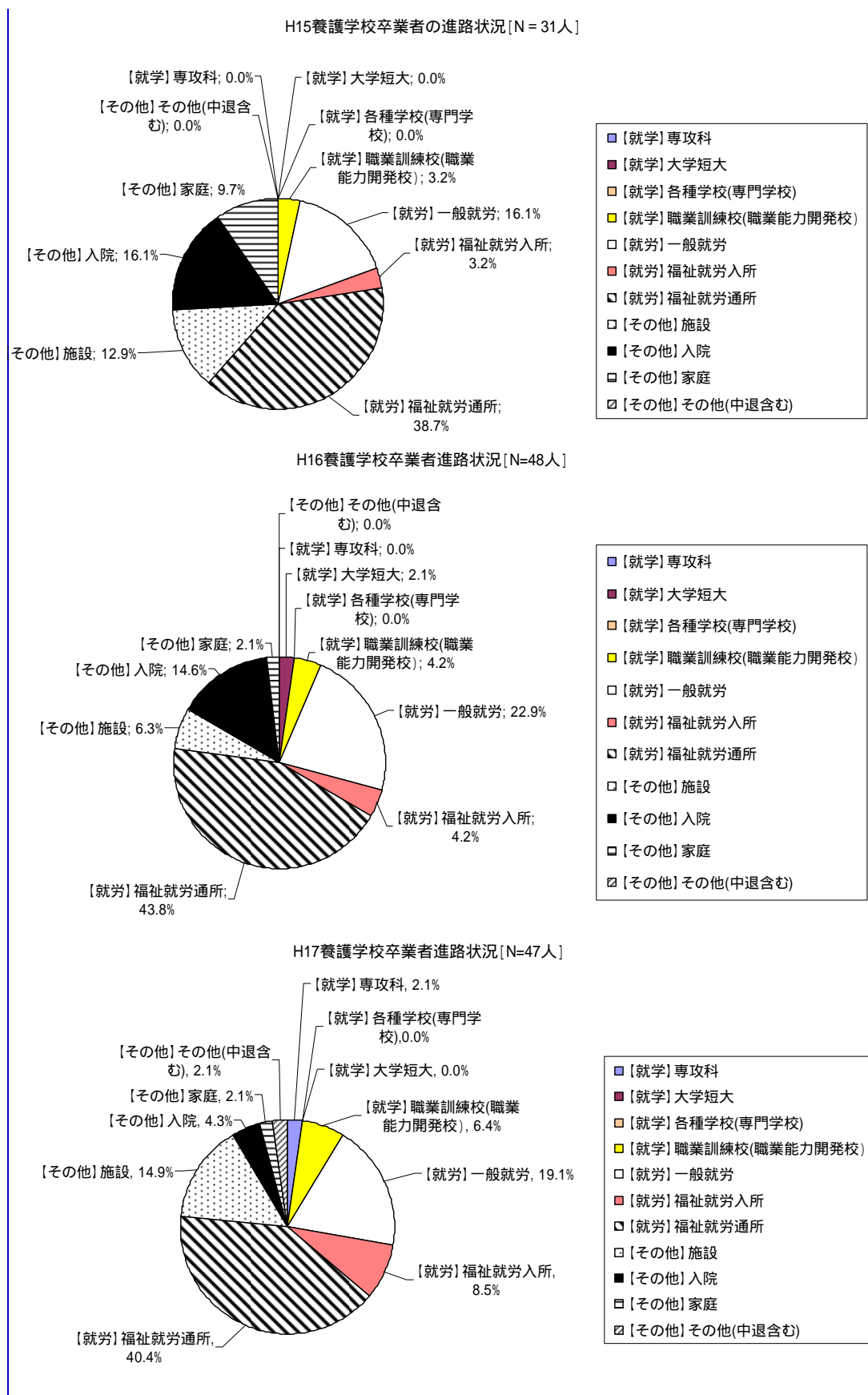
(人)

| | 対象企業数 | 雇用率達成企業数 | 達成割合 |
|--------|-------|----------|-------|
| 平成13年度 | 149 | 72 | 48.3% |
| 平成14年度 | 145 | 67 | 46.2% |
| 平成15年度 | 145 | 76 | 52.4% |
| 平成16年度 | 158 | 80 | 50.6% |
| 平成17年度 | 161 | 79 | 49.1% |



4 . 養護学校卒業生の進路状況

養護学校（松江養護、清心、緑ヶ丘）卒業生の卒業後進路については、各年度とも40～50%が福祉就労となっており、高い比率を占めていることがわかります。



第2編 松江市障害者基本計画

理念

1. 計画の理念

障害のある人が、生涯の全ての段階において、その人の持っている能力を最大限発揮し、自立と社会参加を目指す「リハビリテーション」の推進と、障害の有無や程度にかかわらず、ともに社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来の姿であるという「ノーマライゼーション」の推進という理念のもとに、「完全参加と平等」を目指します。

2. 計画の基本方針

(1) 障害者の人権尊重

障害者は、その障害の種別や程度に関わりなく、その人間としての尊厳が尊重されるべき生まれながらの権利を有しています。

障害者一人ひとりの人権を尊重することを、あらゆる施策の基本とし、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。

(2) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自らその居住する場所を選択し、自ら必要とする福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、サービスの基盤を整備していきます。

(3) ユニバーサルデザイン、バリアフリーによる平等な社会づくり

障害者の自立と社会参加を進めるために障害者にやさしいまちづくりや、心のバリアフリーを推進します。

(4) 障害福祉サービス提供の仕組みの統一等

身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービス提供の仕組みを統一します。あわせて必要なサービスを適切に受けられるようサービス量の確保と利便性の向上に努めます。

(5) 地域での自立に向けたサービス基盤の整備と地域福祉の推進

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するためのサービス基盤を整備します。さらに、地域全体で障害者の生活を支えるために身近な地域における社会資源の活用や、関係機関との連携、地域住民の参画による地域福祉を推進していきます。

3. 計画の概要

() 社会参加を目指して

(1) 一般就労への移行促進

障害のある人がその意欲と能力に応じて、より力を発揮できる社会を目指して、福祉施設利用者や養護学校卒業者に、一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」や一般就労が困難な人の訓練を行う「就労継続支援事業」等を充実していきます。

また、企業、福祉・教育関係者、行政による障害者雇用ネットワークを構築し、障害者雇用に対する企業の理解を促進するとともに障害者の就労支援体制を整備します。

(2) 社会参加の促進

障害のある人が豊かで生きがいのある人生を送るために、必要な情報を必要な時に自ら手に入れることができるよう、インターネットやファックス、点字・録音テープなどを活用した、わかりやすい情報の提供に努めます。

また、スポーツ・レクリエーション等への参加、物品製造・販売等をはじめ、オープンカレッジ等の生涯学習や、地域行事への参加等を通じた社会参加を積極的に支援していきます。

() ユニバーサルデザインの社会を目指して

(1) 障害者にやさしいまちづくり

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」等に基づき、道路、公園や公共的施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化をより一層進め、社会参加の促進と安全の確保を図ります。

(2) 住環境の整備

福祉施設入所から地域生活への移行の受け皿として、市街地の空き家の有効活用をはじめ、公営住宅の入居支援と入居者への見守り体制整備、保証人制度の導入を検討します。

(3) 移動手段の確保

タクシー運賃助成などの交通費助成、福祉車両購入費助成など、医療機関への通院や社会参加・交流のために必要な移動手段を確保し、在宅で社会生活を営めるようにします。

(4) 緊急時・災害時対策

災害時の要援護者である障害者を、地域の住民が日常的に支援することができるよう「地域福祉推進マニュアル」の全市への普及と実践を目指します。

また、聴覚障害者緊急ファックスシステムなどを活用して災害情報を提供するとともに、災害時に対応できる体制を整えます。

(5) 心のバリアフリー

障害に対する差別や偏見を取り除き、社会の一員として共に生活していくために、学校教育の場や各種の研修会を通じて、人権意識の啓発や障害者の社会参加を支援します。

また、障害者の自立と円滑な社会参加の手助けとしてのボランティア活動が広く定着するように、ボランティアセンターとの連携のもとに、地域活動組織や企業等に対し活動への参加を呼びかけます。

() 日常生活の自立を目指して

(1) 障害の早期発見と早期療育

保健福祉総合センターを核として、保健・医療・教育・福祉と連携して、障害の早期発見と早期療育に努めます。また、すべての保育所・幼稚園での障害児の受け入れ体制の確保をはじめ、児童デイサービスなどの地域療育拠点の充実に努めます。

(2) 福祉サービスの提供と人材育成

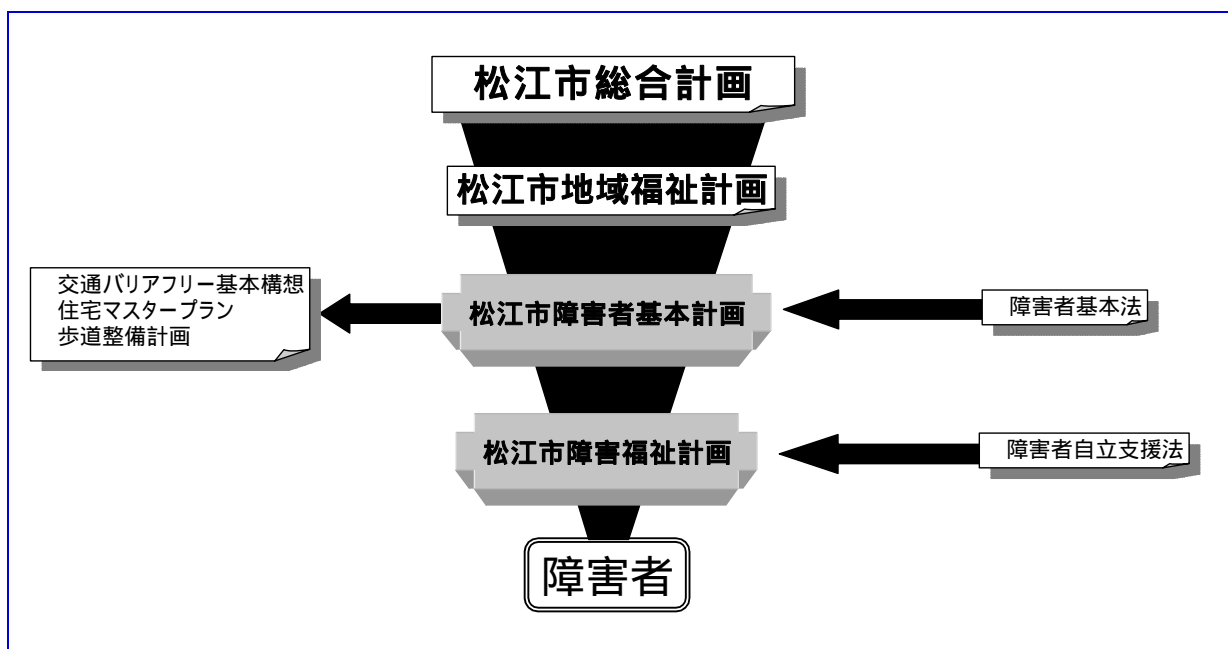
障害者が自立できるよう、自立支援給付（介護給付、訓練等給付）のサービス量を確保するとともに、支給決定基準の明確化と制度の周知に努めます。

また、コミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援等の地域生活支援事業を実施するとともに、安定して障害福祉サービスを支える人材を育成します。

4 . 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に基づく計画であり、松江市総合計画を上位計画とし、関連する各分野別の計画と整合性を保ちます。

また、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に作成を義務づけられている松江市障害福祉計画の上位計画として位置づけます。



5 . 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とします。

第3編 松江市障害福祉計画

基本方針

松江市障害福祉計画は、松江市障害者基本計画、障害者自立支援法に基づく国の基本指針（平成18年6月26日告示）及び島根県の基本的方針（平成18年9月12日）を踏まえて作成したものです。

1. 総論

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービスは障害の種別に関わらず一元化した体系に移行し、自立支援給付（「介護給付」「訓練等給付」「補装具」「自立支援医療」）と地域生活支援事業（「相談支援」「コミュニケーション支援」など）に分類されます。介護給付、訓練等給付のうち施設において提供するものについては平成18年10月以降5年間のうちに新体系のサービスに移行することとなっています。

特に、施設入所や社会的入院をしている障害者に対しては、グループホーム等の受け皿や相談支援体制の充実により地域生活への移行を支援していくとともに、訓練等給付の活用や関係機関による障害者就労支援ネットワークを組織することで、福祉就労から一般就労への移行を推進します。

また、地域生活支援事業の実施によって、自立支援給付を補完し、すべての障害者が、日常生活を営む上で個人として尊重され、自由な意思に基づき地域の中で自立した社会生活を営むことができるよう、適切な障害福祉サービスを継続的かつ安定的に提供していきます。

したがって、本計画においては、障害福祉サービスを安心して利用することができるよう、相談支援体制の充実とともに必要なサービス量を見込みます。

2. 自立支援給付

(1) 介護給付

介護給付には、居宅支援や行動援護などの「訪問系サービス」と生活介護や療養介護などの「日中活動系サービス」、施設入所支援や共同生活介護（ケアホーム）の「居住系サービス」があります。実施にあたっては、認定審査会で判定した障害程度区分に応じて、それぞれの人が必要とするサービス量を確保します。

(2) 訓練等給付

地域での自立を目指す障害者に対し、その推進を図るため、自立訓練や就労支援などの「日中活動系サービス」や共同生活介護（グループホーム）による「居住系サービス」など、必要なサービスを充実させます。

(3) 補装具

身体機能を補完又は代替する装具の費用の一部を給付することで、日常生活及び社会生活における身体的な負担を軽減し、自立を支援します。

(4) 自立支援医療

障害を除去または軽減する医療（旧更生医療、旧育成医療）及び精神疾患に対する通院医療（旧精神通院医療）に対し費用の一部を給付します。

3. 地域生活支援事業

障害者が住み慣れた地域で安心して生活していくため、地域の特性に応じた障害福祉サービスである地域生活支援事業を充実していきます。特に、相談支援事業については、障害者の円滑なサービス利用を支えるにあたって、その体制の充実は必要不可欠です。利用者本位のサービスを補完するため、福祉、雇用・教育・医療等の関係者による「松江市障害者自立支援協議会」を設置し、適切かつ効果的で継続性のある相談支援体制を確保します。

4. 計画の進捗管理

将来にわたり持続可能で安定的なサービスを提供し、地域での自立した生活や一般就労の促進などの新たな課題に着実に対応していくために、「松江市障害者自立支援協議会」において計画の達成状況を確認します。

5. 計画の位置づけ

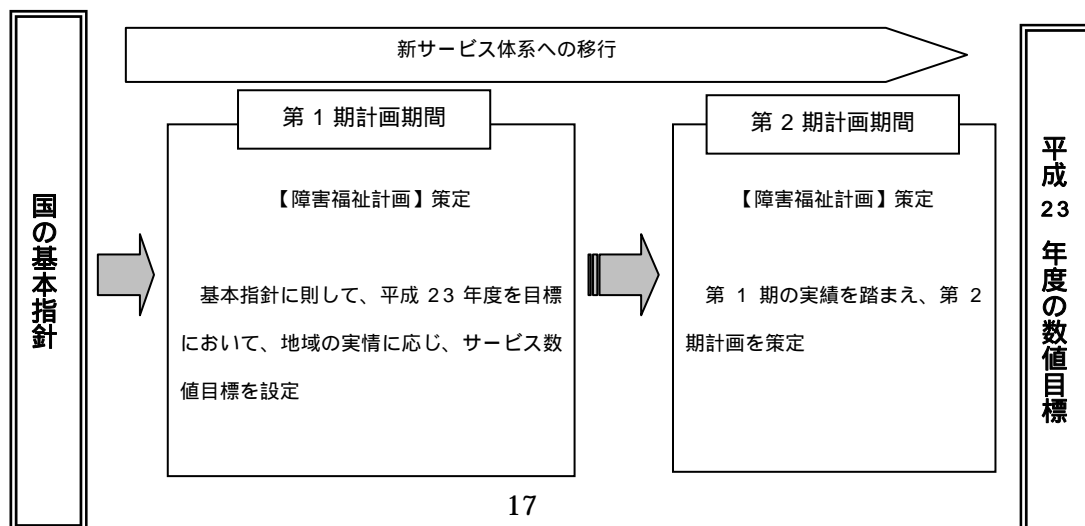
本計画は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項により作成を義務付けられている計画であり、松江市障害者基本計画を上位計画とします。

6. 計画の期間

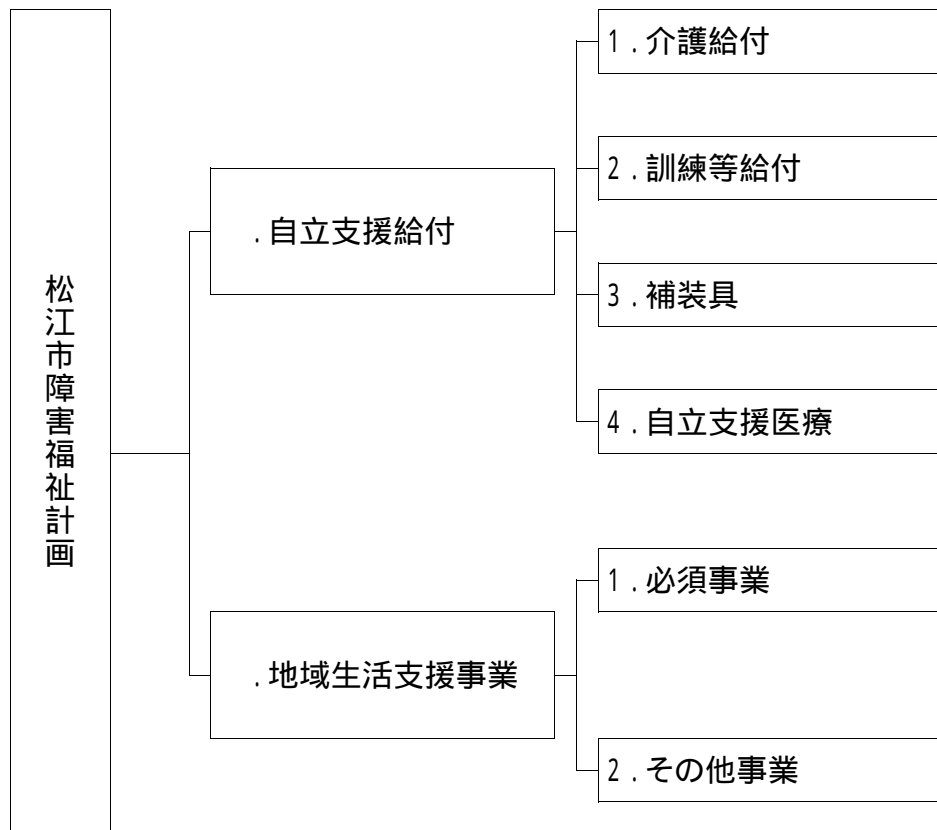
本計画は、平成 23 年度を目標達成年度としながら、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間で第 1 期の計画期間として策定し、平成 21 年度から平成 23 年度までの第 2 期計画へ向けての必要な見直しを平成 20 年度に行います。

なお、第 3 期計画については、平成 23 年度に平成 24 年度から平成 26 年度までを期間として策定します。

平成 18 年度 19 年度 20 年度 21 年度 22 年度 23 年度



7. 松江市障害福祉計画 基本体系図



障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業は以下のとおりです。

1. 自立支援給付

(1) 介護給付

| サービス名 | | 内容 |
|-------|---------------|--|
| 訪問系 | 居宅介護 | 日常生活で介護・介助が必要な人が居宅で入浴やトイレなどの介護や家事などの日常生活の援助を受けることができます。 |
| | 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由の人で、常時介護を必要とする人が、居宅で入浴やトイレなどの介護や家事などの日常生活の援助を受けたり、外出時の移動中の介護を総合的に受けることができます。 |
| | 行動援護 | 行動するうえにおいて常に介護が必要な人が、危険を防ぐための見守り、声掛けや、外出援助を受けることができます。 |
| | 重度障害者等包括支援 | 常に著しく程度の高い介護を必要とする人が、居宅介護・重度訪問介護・行動援護・生活介護・ケアホーム等のサービスを包括的に受けることができます。 |
| 日中活動系 | 生活介護 | 常に介護を必要とする人が、昼間、入浴やトイレなどの介護や日常生活の援助を受けるとともに創作的活動や生産活動を行うことができます。 |
| | 療養介護 | 常に医療と介護の必要な18才以上の人で、医療機関で入院治療を受けながら、食事、入浴、トイレなどの介護を受けることができます。 |
| | 児童デイサービス | 肢体不自由児施設などに通いながら日常生活の基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練を受けることができます。 |
| | 短期入所 | 介護者が一時的に介護できなくなった時、短期間施設に入所して入浴、トイレ、食事などの介護を受けることができます。 |
| 居住系 | 施設入所支援 | 夜間における入浴、トイレ、食事などの介護や日常生活上の相談支援などを受けることができます。 |
| | 共同生活介護(ケアホーム) | 世話人や生活援助員に食事や入浴、トイレなどの介護を受けたり、家事の手伝い等の支援を受けながら数人の仲間と共同生活を行うことができます。 |

(2) 訓練等給付

| サービス名 | | 内容 |
|--------|---|--|
| 日中活動系 | 自立訓練 | [機能訓練] 身体の機能や生活能力の維持・向上のためリハビリテーションを行うことができます。 |
| | | [生活訓練] 食事や家事などの日常生活能力の維持・向上のための支援を受けることができます。 |
| | 就労移行支援 | 一般企業への就職を希望される人が、事業所・企業での作業や実習を受け、自分の適性に合った就労に向けての援助を受けることができます。 |
| 就労継続支援 | [A型] 施設で雇用契約に基づく就労をしながら、一般の会社へ就職するために必要な知識・能力を身につける事ができます。 | |
| | [B型] 就労の機会等を通じ、生産活動の知識・能力の向上などが期待できる人が、雇用契約によらないで施設で働くことができます。 | |
| 居住系 | 共同生活援助(グループホーム) | 世話人に調理や洗濯など家事の手伝いなどの支援を受けながら数人の仲間と共同生活をします。 |

(3) 補装具

補装具については、自立支援給付に位置づけられる個別給付費の「補装具費」として、下記のすべてを満たすものを対象に支給します。

| |
|---|
| <p>身体の欠損、又は損なわれた身体機能を補完又は代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの。</p> |
| <p>身体に装着（装用）して日常生活又は就学就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの。</p> |
| <p>給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの。</p> |

(4) 自立支援医療

| サービス名 | 内容 |
|--------|--|
| 自立支援医療 | [(旧)育成医療] 体に障害や病気があり、手術等の治療で障害の改善が期待できる18歳未満の児童に対する、医療費の一部公費負担制度です。 |
| | [(旧)更生医療] 身体障害者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療(手術)に給付される医療制度です。 |
| | [(旧)精神通院医療] 精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象にその医療費の一部を公費で負担する制度です。 |

2. 地域生活支援事業

| サービス名 | | 内容 |
|-------|---------------|--|
| 必須事業 | 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 市の障害者福祉課、松江市障害者生活支援センター、松江市社会福祉協議会において、相談員の配置によって引き続き相談窓口の充実を図ります。また、障害種別に対応した専門相談の窓口を設けます。 |
| | 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。 |
| | コミュニケーション支援事業 | 手話通訳、要約筆記の奉仕員の養成や派遣を行います。 |
| | 日常生活用具給付事業 | 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)の給付を行います。 |
| | 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な人が、外出する時に付き添いの支援を受けることができます。 |
| | 地域活動支援センター | 創作的活動や生産活動、地域との交流の場などを利用することができます。 |
| その他 | 福祉ホーム | 仕事に従事している知的障害者で住居を必要とする人が、日常生活の安定を目指すために利用できます。 |

| | | |
|-----|------------------|--|
| その他 | 日中一時支援事業 | 家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害者に日中における活動の場を提供し、一時的に見守りを行います。 |
| | 更生訓練費 | 身体障害者が更生施設及び授産施設で訓練を受ける経費の一部を支給します。 |
| | 職親事業 | 知的障害者の更生援護に熱意を持っている事業主(職親)の下で、生活指導と技能訓練を受けることができます。 |
| | 点字広報発行事業 | 視覚障害者を対象として点字広報を作成・送付します。 |
| | 自動車運転免許取得・改造助成事業 | 身体障害者の運転免許取得や、自動車の改造に要する費用の一部の助成を受けることができます。 |
| | 生活訓練事業 | 料理教室や野外活動などの生活訓練、視覚障害者のコミュニケーション支援の一つとしてのパソコン教室、体力の増強と交流を目的とするスポーツ教室などを利用できます。 |
| | スポーツ大会開催事業 | 障害者のスポーツ大会の開催により、体力の増強と交流を図り、生きがい活動を支援します。 |

3. その他のサービス

| サービス名 | 内容 |
|----------------|---|
| ピアヘルパー養成事業 | 身体障害者を対象としたヘルパー養成講座を開催し、就業の拡大と自立心の向上、積極的な社会参加の支援をします。 |
| レスパイト(一時保護)事業 | 在宅の障害児(者)を日常生活において主に介護している保護者が一時的に介護をできなくなったとき、登録介護人が保護します。 |
| 友遊(ゆうゆう)事業 | 長期休暇中(夏休み等)に小学校特別支援学級に通学している障害児の預かりを実施し、保護者の負担軽減と就労を支援します。 |
| ハッピーアフタースクール事業 | 放課後及び長期休暇中(夏休み等)に、養護学校に通学する児童・生徒を対象に、空き教室等を利用して預かります。 |

・ 計画の目標値

本計画においては、障害者が必要とするサービスを提供できるようにするため、次のとおり目標値を定めることとします。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目 | 数 値 |
|--|--------|
| 平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数 | 362 人 |
| 【目標値】 地域生活移行者数 (現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行した者の数:割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値) | 55 人 |
| | 15.2 % |
| 【目標値】 平成 23 年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値) | 43 人 |
| | 11.9 % |

2. 入院中の退院可能精神障害者の地域生活への移行

| 項目 | 数 値 |
|--|-------|
| 現在の退院可能精神障害者数 (退院可能精神障害者とは、患者調査(直近集計値は平成 14 年度)における精神病床入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」とする。) | 151 人 |
| 【目標値】 上記のうち、平成 23 年度末までに地域生活への移行を目指す数(約 20%相当を見込む) | 30 人 |

3. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数

| 項目 | 数 値 |
|---|------|
| 現在の年間一般就労移行者数 (平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数) | 10 人 |
| 【目標値】平成 23 年度の年間一般就労移行者数 | 30 人 |
| | 3 倍 |

(2) 就労移行支援事業利用者数

| 項目 | 数 値 |
|-------------------------------------|--------|
| 現時点施設利用者数(A) (平成17年度における施設利用者数) | 714 人 |
| 平成23年度までの就労移行支援事業利用者数 事業利用期間は2年間 | 156 人 |
| | 21.8 % |

(3) 就労継続支援事業利用者数

| 項目 | 数 値 |
|-----------------------------|--------|
| 平成23年度就労継続支援事業(A型+B型)利用者数 | 482 人 |
| 上記のうち平成23年度就労継続支援事業(A型)利用者数 | 49 人 |
| | 10.2 % |

なお、障害者雇用全般の取り組みを併せて進めるために、官公需に係る福祉施設等の受注機会の拡大を図ることとします。

4. 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

| サービスの種類 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 単位 |
|--------------------|-------|-------|-------|-----|
| 居宅介護 重度訪問介護 | 283 | 294 | 306 | 人分 |
| 行動援護 重度障害者等包括支援 | 6,509 | 6,762 | 7,038 | 時間分 |

〔単位〕人分 …一月あたりの利用人数、時間分 …一月あたりの利用時間

目標値の考え方

- ・本市の実績等を基に目標値を設定した。必要なサービス利用量を確保することを基本としつつ、併せて適切なサービス量の提供に努める。

(2) 日中活動系サービス

| サービスの種類 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 単位 |
|------------|-------|-------|-------|-----|
| 生活介護 | 406 | 431 | 475 | 人分 |
| | 6,490 | 6,889 | 7,604 | 人日分 |
| 自立訓練(機能訓練) | 1 | 1 | 27 | 人分 |
| | 17 | 17 | 433 | 人日分 |
| 自立訓練(生活訓練) | 29 | 29 | 45 | 人分 |
| | 466 | 466 | 716 | 人日分 |
| 就労移行支援 | 56 | 56 | 62 | 人分 |
| | 899 | 899 | 998 | 人日分 |
| 就労継続支援(A型) | 10 | 10 | 49 | 人分 |
| | 166 | 166 | 782 | 人日分 |
| 就労継続支援(B型) | 387 | 402 | 433 | 人分 |
| | 6,190 | 6,440 | 6,922 | 人日分 |
| 療養介護 | 7 | 7 | 7 | 人分 |
| 児童デイサービス | 35 | 36 | 37 | 人分 |
| | 390 | 406 | 422 | 人日分 |
| 短期入所 | 88 | 92 | 96 | 人分 |
| | 487 | 506 | 526 | 人日分 |

〔単位〕人分...一月あたりの利用人数、人日分...一月あたりの利用日数

目標値の考え方

- ・事業所の移行調査、本市の実績等を基に目標値を設定した。必要なサービス利用量を確保することを基本としつつ、併せて適切なサービス量の提供に努める。
- ・一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業への事業所の移行を働きかけるとともに、就労支援関係機関との連携強化、また各種支援制度の活用と就職相談から定着支援までの一連の支援を行う。

(3) 居住系サービス

| サービスの種類 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 単位 |
|----------------------------------|------|------|------|----|
| 共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム) | 153 | 159 | 165 | 人分 |
| 施設入所支援 | 254 | 279 | 319 | 人分 |

〔単位〕人分...一月あたりの利用人数

目標値の考え方

- ・事業所の移行調査、本市の実績等を基に目標値を設定した。必要なサービス利用量を確保することを基本としつつ、グループホーム・ケアホームなどの住まいの場や訪問系並びに日中活動系など各種サービス基盤を整え、地域への移行を進めていく。

(4) 相談支援

| サービスの種類 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 単位 |
|---------|------|------|------|----|
| 相談支援 | 60 | 70 | 80 | 人分 |

〔単位〕人分...一月あたりの利用人数

目標値の考え方

- ・施設から退所等、また住環境、家庭環境やライフステージの変化など、生活環境が大きく変わる障害者が安心して地域生活を送るために必要なマネジメントを行う。
- ・それぞれの障害者にとって必要となるサービスを適切に組み合わせて、地域への移行を進めていく。

5 . 地域生活支援事業

(1) 必須事業

| 事業名 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 単位 |
|----------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------|
| 1 相談支援事業 | | | | |
| (1)相談支援事業 | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 5 | 6 | 6 | 箇所 |
| 地域自立支援協議会 | 有 | 有 | 有 | 有無 |
| (2)市町村相談支援機能強化事業 | 有 | 有 | 有 | 有無 |
| (3)住宅入居等支援事業 | 無 | 有 | 有 | 有無 |
| (4)成年後見制度利用支援事業 | 有 | 有 | 有 | 有無 |
| 2 コミュニケーション支援事業 (上段は手話通訳者設置数) | 3 650 | 3 650 | 3 650 | 箇所 人 |
| 3 日常生活用具給付等事業 | | | | |
| (1)介護・訓練支援用具 | 15 | 15 | 15 | 件 |
| (2)自立生活支援用具 | 35 | 35 | 35 | 件 |
| (3)在宅療養等支援用具 | 25 | 25 | 25 | 件 |
| (4)情報・意思疎通支援用具 | 65 | 65 | 65 | 件 |
| (5)排泄管理支援用具 | 655 | 681 | 708 | 件 |
| (6)居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 10 | 10 | 10 | 件 |
| 4 移動支援事業 | 250 36,758 | 260 38,228 | 270 39,757 | 人 時間 |
| 5 地域活動支援センター | 8 174 | 7 265 | 7 265 | 箇所 人 |

[単位]箇所...事業実施箇所数、件・時間...年間利用件数(日常生活用具給付等事業は給付決定件数)・
時間数、人...実利用人数

(2) その他事業

| 事業名 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 単位 |
|------------------------|-------|-------|-------|----|
| 奉仕員養成研修事業 (登録見込み者数) | 130 | 135 | 140 | 人 |
| 日中一時支援 | 2,134 | 2,219 | 2,308 | 日 |
| 更生訓練費 | 60 | 60 | 60 | 人 |
| 自動車運転免許・改造助成 | 20 | 20 | 20 | 件 |
| 福祉車両購入(改造)助成 | 11 | 11 | 11 | 件 |
| 知的障害児(者)等一時保護 | 2,400 | 2,400 | 2,400 | 時間 |

〔単位〕人…実利用人数 日…年間利用日数 時間…年間利用時間数

目標値の考え方

- ・本市の実績等を基に目標値を設定した。障害者が安心して地域で生活するために、必要性なサービスの提供を基本としつつ、併せて適切なサービス量の提供に努める。
- ・「松江市障害者自立支援協議会」において、各種サービスの円滑な提供や障害者の地域での自立を図るため、個別事例を通して地域課題の検討を進めていくこととし、併せて、関係機関の連携や情報共有のあり方、分りやすく、安心できる相談支援体制のあり方について検討を進めていく。また、障害者等に対する虐待の未然防止等に向けた適切な対応について、関係機関と連携した取り組みを進める。

第 4 編 資料

松江市障害福祉計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 学識経験者を含め幅広く市民及び関係者の意見や意向を取り入れ、松江市障害福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため松江市障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は20人以内で組織し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は平成19年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

（任務）

第3条 委員会は、計画に関する調査及び研究を行い、計画案を策定し、市長に報告するものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することは出来ない。

3 委員会には必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことが出来る。

（記録）

第5条 委員会の会議の内容は、事務局において要点筆記により記録する。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、市健康福祉部保健福祉課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は平成18年5月18日から施行する。

（召集の特例）

2 最初に召集される委員会は、第4条の規定に関わらず市長が召集する。

松江市障害福祉計画策定委員会 委員名簿

| | 所属・団体 | 氏名 |
|----------------------|-----------------------------|-------|
| 委員長 | 県立島根女子短期大学 教授 | 高・ 憲二 |
| 副委員長 | 松江市民生児童委員協議会連合会 副会長 | 池本 恵子 |
| 委員 | 松江市身障者福祉協会 会長 | 福井 幸夫 |
| | 松江市手をつなぐ育成会連合会 事務局長 | 杵村 喜則 |
| | 松江地区精神障害者家族会連絡協議会 会長 | 目次 実 |
| | 松江市公民館長会 (法吉公民館長) | 渡部 浪子 |
| | 松江市議会 教育民生委員会 副委員長 | 葉山 泰子 |
| | 知的障害者相談員 | 赤江 美穂 |
| | 福祉ショップ天神運営委員会 代表 | 安達 通男 |
| | 松江圏域障害者地域生活支援センター 川-ネット 代表 | 遠藤千佳子 |
| | 松江市社会福祉協議会 事務局長 | 須田 敬一 |
| | 松江障害者就業・生活支援センター 統括責任者 | 武田 牧子 |
| | 東部島根心身障害医療福祉センター 院長 | 伊達 伸也 |
| | 精神障害者地域生活支援センター ビ・フルディング 所長 | 田中 晋 |
| | 島根県特殊教育諸学校長会 (県立松江養護学校校長) | 三代 正 |
| | 松江市小学校長会 (市立内中原小学校校長) | 横山 康二 |
| | 松江市中学校長会 (市立第二中学校校長) | 神谷 進 |
| | 松江公共職業安定所 統括職業指導官 | 山本 幹彦 |
| 島根県松江保健所 心の健康グループ 課長 | 田邊 光子 | |

19名(敬称略)